

## 2 専門課程履修規程

(総 則)

第 1 条 この規程は、中国職業能力開発大学校校則（以下「校則」という。）に定めるもののほか、授業科目の履修に関する事項を定めるものとする。

(授業の区分)

第 2 条 授業科目の区分は、一般教育科目、専門学科目（系基礎学科、専攻学科）及び専門実技科目（系基礎実技、専攻実技）とし、専門学科目と専門実技科目は標準カリキュラム（必修）に定める科目とそれ以外の科目に分かれる。

2 履修科目は当該年度の履修科目単位表に定めるところによる。

(授業単位)

第 3 条 授業は50分を1単位時間とし、2単位時間をもって1時限とする。

2 授業科目に対する単位は、18単位時間をもって1単位とする。

(授業の期間)

第 4 条 授業の期間はⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ期の8区分とし、Ⅰ期、Ⅱ期、Ⅲ期、Ⅳ期は1年次、Ⅴ期、Ⅵ期、Ⅶ期、Ⅷ期は2年次を表すものとする。

(授業の区分)

第 5 条 授業は、「平常授業」「集中授業」により行う。

2 「集中授業」は、専門実技科目を中心に連続して行うこととする。

(履 修)

第 6 条 履修とは、履修科目単位表に示す当該授業科目時間数の80%以上を出席した場合をいう。

(単位認定)

第 7 条 単位の認定は、各授業科目を履修し、かつ、当該学期末に定期試験を行い、試験に合格した者に単位を与えるものとする。ただし、他の方法（臨時試験、論文、報告書など）をもって試験に代えることがある。

2 病気、災害その他特別な事情により試験を受けることができなかった者は、別に再試験を行うことがある。

3 定期試験は定期試験受験要領の定めるところによる。

(成績評価)

第 8 条 試験の成績評価は、次に掲げる基準により行うものとする。

優	:	100点	～	80点以上
良	:	80点未満	～	70点以上
可	:	70点未満	～	60点以上
不可	:	60点未満		

2 優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

(進 級)

第 9 条 1年次において履修科目単位表に示す授業科目の全てを履修し、未取得単位の合計が16単位未満であるとき進級を認める。

(修了)

第10条 2年以上在学し、次に掲げるすべての要件を満たしたとき修了させるものとする。

- (1) 履修科目単位表に示す所定の授業科目の全てを履修していること。
- (2) 出席時間が履修科目単位表に定められた学科及び実技の授業時間数のそれぞれ80%以上であり、かつ、125単位以上取得していること。ただし、標準カリキュラム(必修)に定めている授業科目については、全ての単位を取得していること。

(留年)

第11条 1年次においては第9条に示す進級要件を満たさないとき、および2年次においては第10条に示す修了要件を満たさないとき、当該学年に留める。

(再履修)

第12条 再履修は、次によるものとする。

- (1) 留年又は復学したときは、再び同一学年の授業科目を履修しなければならない。ただし、単位を取得した授業科目を免除することができる。
- (2) 未取得単位を有して進級した者は、再び当該授業科目を履修しなければならない。ただし、当該未取得科目の出席時間が80%以上満たしている場合は、授業の出席を免除することができる。

(履修免除)

第13条 授業科目の履修免除については、次によるものとする。

- (1) 普通課程の普通職業訓練または専門課程の高度職業訓練の修了した訓練科において修得した教科の科目(当該専門課程の教科の科目に関するものに限る。)について、本人が履修免除を申請した場合に免除することができる。ただし、履修証明書等で内容を把握すると共に、面接等を実施して認定・免除される。
- (2) 大学等において修得した学科の科目(当該専門課程の教科の科目に関するものに限る。)について、本人が履修免除を申請した場合に免除することができる。ただし、履修証明書等で内容を把握すると共に、面接等を実施して認定・免除される。
- (3) 企業等における実務経験により修得したとみなされる科目(当該専門課程の教科の科目に関するものに限る。)について、本人が履修免除を申請した場合に免除することができる。ただし、業務経歴書等で内容を把握すると共に、面接等を実施して認定・免除される。

(技能照査)

第14条 職業能力開発促進法に基づく技能照査は、2年次の修了前に期日を定めて実施する。

附 則

本規程は、平成13年4月1日から実施する。

本規程は、平成14年4月1日から実施する。

本規程は、この規程は、平成24年4月1日から実施する。

本規程は、令和3年4月1日から実施する。